

これは正本である。

平成22年3月29日

さいたま地方裁判所第2民事部

裁判所書記官

千葉美典子



平成22年3月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成21年(ワ)第2887号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成22年3月1日

判 決

原 告

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 高 松 佳 子

京都市下京区烏丸通五条上の高砂町381-1

被 告 ア イ フ ル 株 式 会 社

同 代 表 者 代 表 取 締 役 福 田 吉 孝

同 訴 訟 代 理 人 支 配 人 菊 田 諭 治

主 文

- 1 被告は、原告に対し、90万3777円及びうち67万2408円に対する平成21年9月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文第1項同旨

第2 事案の概要

本件は、貸金業者である被告から金員を借り入れてその返済を繰り返していた原告が、被告に対し、①過払金67万2408円とこれに対する平成21年9月13日までの法定利息23万1369円が発生しているとして、不当利得返還請求権に基づき、これらの金員の合計90万3777円と過払金に対する同月14日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を求めるとともに、②被告が制限超過部分を受領した行為が不法行為に当たると

して、選択的に、不法行為を理由とする損害賠償請求権に基づき、上記①と同額の支払を求める事案である。

1 前提となる事実（証拠を摘示しない事実は、当事者間に争いがない。）

(1) 被告は、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号により法律の題名が貸金業法と改められた。以下「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。

(2)ア 原告は、被告から、別紙計算書の「借入金額」欄記載の各金員を、これに対応する「年月日」欄記載の年月日に借り受けた。（甲2）

イ 原告は、被告に対し、債務の弁済として、同計算書の「弁済額」欄記載の各金員を、これに対応する「年月日」欄記載の年月日に支払った。（甲2）
（以下、上記アの貸付け及び上記イの弁済を「本件取引」という。）

2 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件取引が1個の連続した貸付取引であるか否か。

（被告の主張）

原告と被告との本件取引は、本件取引①（平成6年4月20日から平成7年5月2日）、本件取引②（同年6月5日から平成16年6月7日）に分かれ、その間に、34日の分断期間があり、それぞれ別個の基本契約に基づく取引である。

（原告の主張）

ア 本件取引は、会員番号及び基本契約を同一とする1個の取引である。

イ 仮にそうでないとしても、本件取引について、最高裁判所第二小法廷平成20年1月18日判決に基づいて一連性を検討すると、本件取引①及び②の継続期間に比較し、分断期間が短いこと、本件取引①について契約書が原告に返還されていないことからすれば、本件取引は事実上1個の連続した貸付取引と評価することができる。

(2) 被告は、民法704条前段の悪意の受益者か。

(原告の主張)

ア 被告は、貸金業者であり、原告が利息制限法所定の利率を超える利息の支払をすること及びみなし弁済の要件を充たさないことを知りながらこれを受領したから、悪意の受益者である。

イ 本件取引について貸金業法４３条１項の要件に該当する事実が認められない以上、被告は、同法４３条１項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法７０４条前段の悪意の受益者であると推定されるというべきであるが、被告について上記特段の事情はない。

ウ リボルビング方式の取引については、みなし弁済が成立する余地はなく、したがって、被告は、悪意の受益者である。

(被告の主張)

ア 被告は、貸金業法施行以降、同法１７条１項所定の事項を記載した書面（以下「１７条書面」という。）及び同法１８条１項所定の事項を記載した書面（以下「１８条書面」という。）を交付する態勢を有しており、１７条書面及び１８条書面の交付不備を理由に行政処分を受けたことはない。

イ １７条書面の記載について、リボルビング方式の貸付けについては、貸金業法１７条１項６号の返済期間及び返済回数を不要とする福岡高裁平成１６年１１月１８日の裁判例があり、これが広く浸透した見解であった。

ウ したがって、被告が、貸金業者として、顧客に対し、１７条書面及び１８条書面を適法に交付していると認識していたこと、または、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ない特段の事情があり、被告は、悪意の受益者ではない。

(3) 民法７０４条前段の利息の発生時期は、いつか。

(原告の主張)

民法704条前段の利息は過払金発生時から発生する（最高裁平成21年9月4日第二小法廷判決）。

（被告の主張）

ア 被告が悪意の受益者であったとしても、被告は、本件訴訟によって、初めてみなし弁済の立証が困難であるとの認識を有したものであるから、民法704条前段の利息の発生時期は、訴状送達の日翌日であると解すべきである。

イ 上記ア及びイが認められないとしても、最高裁判所第一小法廷平成21年1月22日判決の判断を前提とすると、過払金返還請求権について民法704条前段の利息が発生するのは、取引終了日の翌日である。

(4) 本件訴訟の提起日から10年を経過する以前になされた弁済により発生した過払金返還請求権は時効消滅したか。

（被告の主張）

ア 過払金返還請求権は、不当利得の成立と同時に権利を行使することが可能であるから、個々の取引により不当利得が生じた時点が消滅時効の起算点となる。

イ 被告は、平成21年10月26日の第1回口頭弁論期日に、本件訴訟の提起日から10年を経過する以前になされた弁済により発生した本件取引①に基づく過払金返還請求権につき消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

（原告の主張）

争う。

本件取引①及び②は、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引であるから、消滅時効の起算点は、取引終了時である平成16年3月16日であり、したがって、原告の過払金返還請求権について消滅時効は完成していない。

(5) 被告が制限超過部分を受領した行為が不法行為に当たるか。

第3 争点に対する判断

1 争点(1) (本件取引が1個の連続した貸付取引であるか否か。) について

(1) 証拠 (甲2) によれば、次の事実が認められる。

ア(ア) 原告は、平成6年4月20日、被告との間で、借入限度額を一定の額とするリボルビング方式の金銭消費貸借の基本契約を締結し、同日30万円を借り入れた (本件取引①)。

イ(イ) 原告は、平成7年5月2日、被告に対し、50万6988円を返済した。

イ(ア) 原告は、同年6月5日、被告との間で、借入限度額を一定の額とするリボルビング方式の金銭消費貸借の基本契約を締結し、同日10万円を借り入れ、以後、借入れと弁済を繰り返した (本件取引②)。

イ(イ) 原告は、平成16年3月16日、被告に対し、1万1000円を返済した。

(2)ア 同一の貸主と借主との間で継続的に貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務の各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生するに至ったが、過払金が発生することとなった弁済がされた時点においては両者間に他の債務が存在せず、その後に、両者の間で改めて金銭消費貸借に係る基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務が発生した場合には、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するなど特段の事情がない限り、第1の基本契約に基づく取引に係る過払金は、第2の基本契約に基づく取引に係る債務には充当されないと解するのが相当である。

イ これを本件取引についてみると、上記(1)に認定の事実によれば、本件取引①の継続期間は約1年間、本件取引②の継続期間は約9年間であるところ

ろ、本件取引①の終了時と本件取引②の開始時との間の分断期間は、被告主張のとおり、34日に過ぎないことが認められる。したがって、これらの事情のもとでは、本件取引①及び②が事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができるというべきであり、したがって、本件取引①により発生した過払金を本件取引②に係る債務に充当する旨の合意が存在すると認められる。

そうすると、本件取引①により発生した過払金は、本件取引②に係る借入金債務に充当されるというべきである。

2 争点(2) (被告は、民法704条前段の悪意の受益者か。) について

- (1) 被告は、本件訴訟において、貸金業法43条1項の要件に該当する事実を何ら主張立証しない。そうすると、被告は、同法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条前段の悪意の受益者であると推定されるというべきである。

- (2) したがって、被告について特段の事情があるか否かについて判断する。

ア 被告は、本件取引にあたり、原告に対し、17条書面及び18条書面を交付したと主張し、乙1号証、2号証を提出するが、これらは、サンプルに過ぎず、本件取引においていかなる書面を原告に交付したかについて立証はないといわざるを得ないし、また、17条書面について「遅滞なく」交付したこと、18条書面について弁済の都度、「直ちに」交付したことを認めることもできない。

イ(ア) 本件取引は、リボルビング方式の金銭消費貸借の基本契約に基づく貸付取引であるところ、被告が原告に対し、17条書面を適法な期間内に交付したとしても、被告の17条書面は、貸金業法17条1項6号の返済期間及び返済回数、貸金業法施行規則13条1項1号チの各回の返済期日及び返済金額の記載を欠くものであったものであり（被告は、リボ

ルビング方式の基本契約締結時に交付した 17 条書面に返済期日及び返済金額の記載がなかったこと、リボルビング方式の基本契約に基づく個々の貸付時に交付した 17 条書面には、法定記載事項に準じた記載として、次回期日及び次回返済金額を記載した旨自認するところである。)、最高裁平成 17 年 12 月 15 日第一小法廷判決のいう、当該貸付けを含めたその時点での貸付けの残元利金について、毎月定められた返済期日に最低返済額及び経過利息を返済する場合の返済期間、返済回数及び各回の返済金額の記載もなされていなかったものである。

(イ) 被告は、17 条書面の記載が上記(ア)のとおりであったとしても、リボルビング方式の金銭消費貸借の取引については、貸金業法 17 条 1 項 6 号の返済期間及び返済回数を不要とする福岡高裁平成 16 年 11 月 18 日の裁判例があり、これが広く浸透した見解であったと主張する。

しかしながら、被告が、17 条書面が貸金業法 17 条 1 項 6 号の返済期間及び返済回数、貸金業法施行規則 13 条 1 項 1 号チの各回の返済期日及び返済金額の記載を欠くものであっても貸金業法 43 条 1 項の適用があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるというためには、上記認識に一致する解釈を示す裁判例が相当数あったとか、上記認識に一致する解釈を示す学説が有力であったというような合理的な根拠があつて上記認識を有するに至ったことが必要であり、上記認識に一致する見解があつたというだけで上記特段の事情があると解することはできないというべきである。これを本件についてみると、17 条書面の記載事項に関しては、いわゆる消極説が多数説であつたものであり、最高裁平成 16 年 2 月 20 日第二小法廷判決民集 58 卷 2 号 475 頁は、17 条書面に該当するためには、当該書面に貸金業法 17 条 1 項所定の事項のすべてが記載されていなければならないとしたところ、リボルビング方式の貸付けについても、上記最高裁平

成17年12月15日第一小法廷判決は、当該貸付けを含めたその時点での全貸付けの残元利金について、毎月定められた返済期日に最低返済額及び経過利息を返済する場合の返済期間、返済回数及び各回の返済金額を記載すべきであるとしたものである。リボルビング方式の貸付けについて、貸金業法17条1項6号の返済期間及び返済回数を不要とする被告主張の裁判例があったことは事実であるが、本件全証拠によっても、本件取引当時、これと同旨の裁判例が相当数あったとか、これと同旨の解釈を示す学説が有力であったと認めるに足りない（上記最高裁平成17年12月15日判決の判例解説参照）。

ウ 上記ア及びイによれば、被告について上記(1)の特段の事情は認められないというほかない。したがって、過払金が発生した当初から、被告は、民法704条前段の悪意の受益者であったというべきである。

3 争点(3)（民法704条前段の利息の発生時期は、いつか。）について

(1) 被告は、民法704条前段の利息の発生時期について、争点(2)の被告の主張ア及びイのとおり主張するが、同条前段の利息は過払金発生時から発生すると解するのが相当であり（最高裁平成21年9月4日第二小法廷判決）、被告の上記各主張は、採用することができない。

(2)ア 別紙計算書の各弁済金のうち利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当し、過払金が発生する度に、過払金に対して民法所定の年5分の割合による利息が発生したものとして計算すると、同計算書記載のとおり、平成21年9月13日の時点での過払金は67万2408円、同過払金に対する同日までの確定利息は23万1369円となることが認められる。

イ したがって、被告は、原告に対し、90万3777円及びうち67万2408円に対する平成21年9月14日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息を支払う義務を負う。

- 4 争点(4) (本件訴訟の提起日から10年を経過する以前になされた弁済により発生した過払金返還請求権は時効消滅したか。) について

被告は、原告の本件取引①に基づく過払金返還請求権について消滅時効を主張するので、以下、判断する。

上記1(2)に説示のとおり、本件取引①及び②は、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引であるところ、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行すると解するのが相当である。上記前提となる事実(2)のとおり、本件取引は、平成16年3月16日まで継続していたものであるところ、本件全証拠によっても、特段の事情を認めるに足りないから、上記消滅時効期間が経過する前に本件訴えが提起されたことが明らかであり、上記消滅時効は完成していない。

- 5 以上の次第で、原告の請求は、理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第2民事部

裁判官 岩 田 眞

(別紙)

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者:
 会員番号:
 貸金業者: アイフル

過払利率 5%
 作成者:

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	1994(H6)/4/20	300,000		0.18				300,000		
2	1994(H6)/5/9		50,000	0.18	19	2,810	0	252,810	0	0
3	1994(H6)/5/13	20,000		0.18	4	498	498	272,810	0	0
4	1994(H6)/5/16	20,000		0.18	3	403	901	292,810	0	0
5	1994(H6)/6/3		290,000	0.18	18	2,599	0	6,310	0	0
6	1994(H6)/6/3		10,000	0.18	0	0	0	-3,690	0	0
7	1994(H6)/6/21	100,000		0.18	18	0	0	96,301	-9	0
8	1994(H6)/6/26	50,000		0.18	5	237	237	146,301	0	0
9	1994(H6)/6/26	40,000		0.18	0	0	237	186,301	0	0
10	1994(H6)/7/4		10,000	0.18	8	734	0	177,272	0	0
11	1994(H6)/7/12	100,000		0.18	8	699	699	277,272	0	0
12	1994(H6)/7/24	14,000		0.18	12	1,640	2,339	291,272	0	0
13	1994(H6)/8/3		20,000	0.18	10	1,436	0	275,047	0	0
14	1994(H6)/8/17	12,000		0.18	14	1,898	1,898	287,047	0	0
15	1994(H6)/9/5		20,000	0.18	19	2,689	0	271,634	0	0
16	1994(H6)/9/5	10,000		0.18	0	0	0	281,634	0	0
17	1994(H6)/10/4		30,000	0.18	29	4,027	0	255,661	0	0
18	1994(H6)/10/4	22,000		0.18	0	0	0	277,661	0	0
19	1994(H6)/10/25		7,166	0.18	21	2,875	0	273,370	0	0
20	1994(H6)/10/25	101,000		0.18	0	0	0	374,370	0	0
21	1994(H6)/11/4		24,000	0.18	10	1,846	0	352,216	0	0
22	1994(H6)/11/4	20,000		0.18	0	0	0	372,216	0	0
23	1994(H6)/12/7		21,000	0.18	33	6,057	0	357,273	0	0
24	1994(H6)/12/9	11,000		0.18	2	352	352	368,273	0	0
25	1995(H7)/1/4		20,000	0.18	26	4,721	0	353,346	0	0
26	1995(H7)/1/4	10,000		0.18	0	0	0	363,346	0	0
27	1995(H7)/2/2		23,000	0.18	29	5,196	0	345,542	0	0
28	1995(H7)/2/2	14,000		0.18	0	0	0	359,542	0	0
29	1995(H7)/3/6		25,000	0.18	32	5,673	0	340,215	0	0
30	1995(H7)/3/6	15,000		0.18	0	0	0	355,215	-0	0
31	1995(H7)/3/6		2,000	0.18	0	0	0	353,215	0	0
32	1995(H7)/3/6	50,000		0.18	0	0	0	403,215	0	0
33	1995(H7)/3/7	50,000		0.18	1	198	198	453,215	0	0
34	1995(H7)/4/7		13,000	0.18	31	6,928	0	447,341	0	0
35	1995(H7)/5/2		506,988	0.18	25	5,515	0	-54,132	0	0
36	1995(H7)/6/5	100,000		0.18	34	0	0	45,616	-252	0
37	1995(H7)/6/15		10,000	0.18	10	224	0	35,840	0	0
38	1995(H7)/6/17	8,000		0.18	2	35	35	43,840	0	0
39	1995(H7)/7/14		10,000	0.18	27	583	0	34,458	0	0
40	1995(H7)/7/15	8,000		0.18	1	16	16	42,458	0	0
41	1995(H7)/8/19		10,000	0.18	35	732	0	33,206	0	0
42	1995(H7)/8/19	6,000		0.18	0	0	0	39,206	0	0
43	1995(H7)/9/18		12,000	0.18	30	580	0	27,786	0	0
44	1995(H7)/9/18	9,000		0.18	0	0	0	36,786	0	0
45	1995(H7)/10/18		8,000	0.18	30	544	0	29,330	0	0
46	1995(H7)/10/18	5,000		0.18	0	0	0	34,330	0	0
47	1995(H7)/11/16		3,400	0.18	29	490	0	31,420	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
48	1995(H7)/11/16	401,000		0.18	0	0	0	432,420	0	0
49	1995(H7)/12/17		23,000	0.18	31	6,610	0	416,030	0	0
50	1995(H7)/12/17	10,000		0.18	0	0	0	426,030	0	0
51	1996(H8)/1/24		25,492	0.18	38	7,969	0	408,507	0	0
52	1996(H8)/1/28	10,000		0.18	4	803	803	418,507	0	0
53	1996(H8)/2/19		20,370	0.18	22	4,528	0	403,468	0	0
54	1996(H8)/2/19	10,000		0.18	0	0	0	413,468	0	0
55	1996(H8)/3/22		22,946	0.18	32	6,507	0	397,029	0	0
56	1996(H8)/3/22	10,000		0.18	0	0	0	407,029	0	0
57	1996(H8)/4/18		20,801	0.18	27	5,404	0	391,632	0	0
58	1996(H8)/4/18	10,000		0.18	0	0	0	401,632	0	0
59	1996(H8)/5/20		22,800	0.18	32	6,320	0	385,152	0	0
60	1996(H8)/5/20	10,000		0.18	0	0	0	395,152	0	0
61	1996(H8)/6/18		22,000	0.18	29	5,635	0	378,787	0	0
62	1996(H8)/6/18	10,000		0.18	0	0	0	388,787	0	0
63	1996(H8)/7/18		22,000	0.18	30	5,736	0	372,523	0	0
64	1996(H8)/7/18	10,000		0.18	0	0	0	382,523	0	0
65	1996(H8)/8/20		24,000	0.18	33	6,208	0	364,731	0	0
66	1996(H8)/8/20	11,000		0.18	0	0	0	375,731	0	0
67	1996(H8)/9/17		21,196	0.18	28	5,174	0	359,709	0	0
68	1996(H8)/9/17	10,000		0.18	0	0	0	369,709	0	0
69	1996(H8)/10/16		22,000	0.18	29	5,272	0	352,981	0	0
70	1996(H8)/10/16	10,000		0.18	0	0	0	362,981	0	0
71	1996(H8)/11/17		22,784	0.18	32	5,712	0	345,909	0	0
72	1996(H8)/11/17	10,000		0.18	0	0	0	355,909	0	0
73	1996(H8)/12/18		22,385	0.18	31	5,426	0	338,950	0	0
74	1996(H8)/12/18	10,000		0.18	0	0	0	348,950	0	0
75	1997(H9)/1/21		23,729	0.18	34	5,844	0	331,065	0	0
76	1997(H9)/1/21	10,000		0.18	0	0	0	341,065	0	0
77	1997(H9)/2/15		19,989	0.18	25	4,204	0	325,280	0	0
78	1997(H9)/2/15	10,000		0.18	0	0	0	335,280	0	0
79	1997(H9)/3/18		330,000	0.18	31	5,125	0	10,405	0	0
80	1997(H9)/3/23	118,000		0.18	5	25	25	128,405	0	0
81	1997(H9)/3/26	100,000		0.18	3	189	214	228,405	0	0
82	1997(H9)/3/29	100,000		0.18	3	337	551	328,405	0	0
83	1997(H9)/4/16		21,000	0.18	18	2,915	0	310,871	0	0
84	1997(H9)/4/16	11,000		0.18	0	0	0	321,871	0	0
85	1997(H9)/5/15		21,592	0.18	29	4,603	0	304,882	0	0
86	1997(H9)/5/15	10,000		0.18	0	0	0	314,882	0	0
87	1997(H9)/6/17		25,000	0.18	33	5,124	0	295,006	0	0
88	1997(H9)/6/17	12,000		0.18	0	0	0	307,006	0	0
89	1997(H9)/7/18		22,397	0.18	31	4,693	0	289,302	0	0
90	1997(H9)/7/18	10,000		0.18	0	0	0	299,302	0	0
91	1997(H9)/8/13		21,000	0.18	26	3,837	0	282,139	0	0
92	1997(H9)/8/13	11,000		0.18	0	0	0	293,139	0	0
93	1997(H9)/9/22		26,000	0.18	40	5,782	0	272,921	0	0
94	1997(H9)/9/22	10,000		0.18	0	0	0	282,921	0	0
95	1997(H9)/10/15		20,000	0.18	23	3,209	0	266,130	0	0
96	1997(H9)/10/15	10,000		0.18	0	0	0	276,130	0	0
97	1997(H9)/11/13		21,587	0.18	29	3,949	0	258,492	0	0
98	1997(H9)/11/13	10,000		0.18	0	0	0	268,492	0	0
99	1997(H9)/12/16		23,184	0.18	33	4,369	0	249,677	0	0
100	1997(H9)/12/16	10,000		0.18	0	0	0	259,677	0	0
101	1998(H10)/1/14		22,000	0.18	29	3,713	0	241,390	0	0
102	1998(H10)/1/14	11,000		0.18	0	0	0	252,390	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
103	1998 (H10) /2/18		24,000	0.18	35	4,356	0	232,746	0	0
104	1998 (H10) /2/18	10,000		0.18	0	0	0	242,746	0	0
105	1998 (H10) /3/15		21,000	0.18	25	2,992	0	224,738	0	0
106	1998 (H10) /4/17		22,902	0.18	33	3,657	0	205,493	0	0
107	1998 (H10) /5/13		20,000	0.18	26	2,634	0	188,127	0	0
108	1998 (H10) /6/15		22,372	0.18	33	3,061	0	168,816	0	0
109	1998 (H10) /7/13		20,274	0.18	28	2,331	0	150,873	0	0
110	1998 (H10) /8/11		21,000	0.18	29	2,157	0	132,030	0	0
111	1998 (H10) /9/11		21,000	0.18	31	2,018	0	113,048	0	0
112	1998 (H10) /10/15		21,640	0.18	34	1,895	0	93,303	0	0
113	1998 (H10) /11/17		21,033	0.18	33	1,518	0	73,788	0	0
114	1998 (H10) /12/15		19,137	0.18	28	1,018	0	55,669	0	0
115	1998 (H10) /12/16	102,000		0.18	1	27	27	157,669	0	0
116	1999 (H11) /1/29		19,319	0.18	44	3,421	0	141,798	0	0
117	1999 (H11) /2/19		19,000	0.18	21	1,468	0	124,266	0	0
118	1999 (H11) /2/19	10,000		0.18	0	0	0	134,266	0	0
119	1999 (H11) /3/15		19,595	0.18	24	1,589	0	116,260	0	0
120	1999 (H11) /3/15	10,000		0.18	0	0	0	126,260	0	0
121	1999 (H11) /4/19		14,000	0.18	35	2,179	0	114,439	0	0
122	1999 (H11) /5/15		20,386	0.18	26	1,467	0	95,520	0	0
123	1999 (H11) /5/15	10,000		0.18	0	0	0	105,520	0	0
124	1999 (H11) /6/14		21,983	0.18	30	1,561	0	85,098	0	0
125	1999 (H11) /6/14	10,000		0.18	0	0	0	95,098	0	0
126	1999 (H11) /7/15		22,383	0.18	31	1,453	0	74,168	0	0
127	1999 (H11) /7/15	10,000		0.18	0	0	0	84,168	0	0
128	1999 (H11) /8/14		22,000	0.18	30	1,245	0	63,413	0	0
129	1999 (H11) /8/14	10,000		0.18	0	0	0	73,413	0	0
130	1999 (H11) /9/16		23,181	0.18	33	1,194	0	51,426	0	0
131	1999 (H11) /9/16	10,000		0.18	0	0	0	61,426	0	0
132	1999 (H11) /10/17		22,383	0.18	31	939	0	39,982	0	0
133	1999 (H11) /10/17	10,000		0.18	0	0	0	49,982	0	0
134	1999 (H11) /11/15		21,584	0.18	29	714	0	29,112	0	0
135	1999 (H11) /11/15	10,000		0.18	0	0	0	39,112	0	0
136	1999 (H11) /12/13		21,184	0.18	28	540	0	18,468	0	0
137	1999 (H11) /12/13	10,000		0.18	0	0	0	28,468	0	0
138	2000 (H12) /1/12		22,000	0.18	30	420	0	6,888	0	0
139	2000 (H12) /1/12	10,000		0.18	0	0	0	16,888	0	0
140	2000 (H12) /3/13		37,500	0.18	61	506	0	-20,106	0	0
141	2000 (H12) /3/13	10,000		0.18	0	0	0	-10,106	0	0
142	2000 (H12) /4/13		22,381	0.18	31	0	0	-32,487	-42	-42
143	2000 (H12) /4/13	10,000		0.18	0	0	0	-22,529	0	0
144	2000 (H12) /5/17		23,000	0.18	34	0	0	-45,529	-104	-104
145	2000 (H12) /5/17	10,000		0.18	0	0	0	-35,633	0	0
146	2000 (H12) /6/15		21,600	0.18	29	0	0	-57,233	-141	-141
147	2000 (H12) /6/15	10,000		0.18	0	0	0	-47,374	0	0
148	2000 (H12) /7/15		22,000	0.18	30	0	0	-69,374	-194	-194
149	2000 (H12) /7/15	10,000		0.18	0	0	0	-59,568	0	0
150	2000 (H12) /8/12		22,000	0.18	28	0	0	-81,568	-227	-227
151	2000 (H12) /8/12	10,000		0.18	0	0	0	-71,795	0	0
152	2000 (H12) /9/15		24,000	0.18	34	0	0	-95,795	-333	-333
153	2000 (H12) /9/15	11,000		0.18	0	0	0	-85,128	0	0
154	2000 (H12) /10/14		21,600	0.18	29	0	0	-106,728	-337	-337
155	2000 (H12) /10/14	10,000		0.18	0	0	0	-97,065	0	0
156	2000 (H12) /11/15		23,000	0.18	32	0	0	-120,065	-424	-424
157	2000 (H12) /11/15	10,000		0.18	0	0	0	-110,489	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
158	2000(H12)/12/13		21,185	0.18	28	0	0	-131,674	-422	-422
159	2000(H12)/12/13	10,000		0.18	0	0	0	-122,096	0	0
160	2001(H13)/1/12		22,000	0.18	30	0	0	-144,096	-500	-500
161	2001(H13)/1/12	10,000		0.18	0	0	0	-134,596	0	0
162	2001(H13)/2/15		23,582	0.18	34	0	0	-158,178	-626	-626
163	2001(H13)/2/15	10,000		0.18	0	0	0	-148,804	0	0
164	2001(H13)/3/13		20,386	0.18	26	0	0	-169,190	-529	-529
165	2001(H13)/3/13	10,000		0.18	0	0	0	-159,719	0	0
166	2001(H13)/4/15		23,000	0.18	33	0	0	-182,719	-722	-722
167	2001(H13)/4/15	10,000		0.18	0	0	0	-173,441	0	0
168	2001(H13)/5/17		22,787	0.18	32	0	0	-196,228	-760	-760
169	2001(H13)/5/17	10,000		0.18	0	0	0	-186,988	0	0
170	2001(H13)/6/13		21,000	0.18	27	0	0	-207,988	-691	-691
171	2001(H13)/6/13	10,000		0.18	0	0	0	-198,679	0	0
172	2001(H13)/7/15		22,782	0.18	32	0	0	-221,461	-870	-870
173	2001(H13)/7/15	10,000		0.18	0	0	0	-212,331	0	0
174	2001(H13)/8/18		23,581	0.18	34	0	0	-235,912	-988	-988
175	2001(H13)/8/18	10,000		0.18	0	0	0	-226,900	0	0
176	2001(H13)/9/15		21,000	0.18	28	0	0	-247,900	-870	-870
177	2001(H13)/9/15	10,000		0.18	0	0	0	-238,770	0	0
178	2001(H13)/10/15		22,000	0.18	30	0	0	-260,770	-981	-981
179	2001(H13)/10/15	10,000		0.18	0	0	0	-251,751	0	0
180	2001(H13)/11/13		22,000	0.18	29	0	0	-273,751	-1,000	-1,000
181	2001(H13)/11/13	10,000		0.18	0	0	0	-264,751	0	0
182	2001(H13)/12/16		23,175	0.18	33	0	0	-287,926	-1,196	-1,196
183	2001(H13)/12/16	10,000		0.18	0	0	0	-279,122	0	0
184	2002(H14)/1/16		22,377	0.18	31	0	0	-301,499	-1,185	-1,185
185	2002(H14)/1/16	10,000		0.18	0	0	0	-292,684	0	0
186	2002(H14)/2/13		21,000	0.18	28	0	0	-313,684	-1,122	-1,122
187	2002(H14)/2/13	10,000		0.18	0	0	0	-304,806	0	0
188	2002(H14)/3/14		22,000	0.18	29	0	0	-326,806	-1,210	-1,210
189	2002(H14)/3/14	11,000		0.18	0	0	0	-317,016	0	0
190	2002(H14)/4/16		23,000	0.18	33	0	0	-340,016	-1,433	-1,433
191	2002(H14)/4/16	9,000		0.18	0	0	0	-332,449	0	0
192	2002(H14)/5/14		21,178	0.18	28	0	0	-353,627	-1,275	-1,275
193	2002(H14)/5/14	10,000		0.18	0	0	0	-344,902	0	0
194	2002(H14)/6/13		21,976	0.18	30	0	0	-366,878	-1,417	-1,417
195	2002(H14)/7/15		22,519	0.18	32	0	0	-389,397	-1,608	-3,025
196	2002(H14)/8/12		21,000	0.18	28	0	0	-410,397	-1,493	-4,518
197	2002(H14)/10/11		23,263	0.18	60	0	0	-433,660	-3,373	-7,891
198	2002(H14)/11/13		12,800	0.18	33	0	0	-446,460	-1,960	-9,851
199	2002(H14)/12/20		14,000	0.18	37	0	0	-460,460	-2,262	-12,113
200	2003(H15)/1/31		8,000	0.18	42	0	0	-468,460	-2,649	-14,762
201	2003(H15)/2/13		22,000	0.18	13	0	0	-490,460	-834	-15,596
202	2003(H15)/3/15		11,000	0.18	30	0	0	-501,460	-2,015	-17,611
203	2003(H15)/4/19		13,000	0.18	35	0	0	-514,460	-2,404	-20,015
204	2003(H15)/5/15		10,000	0.18	26	0	0	-524,460	-1,832	-21,847
205	2003(H15)/6/16		20,835	0.18	32	0	0	-545,295	-2,299	-24,146
206	2003(H15)/7/15		11,000	0.18	29	0	0	-556,295	-2,166	-26,312
207	2003(H15)/9/3		7,000	0.18	50	0	0	-563,295	-3,810	-30,122
208	2003(H15)/9/12		15,000	0.18	9	0	0	-578,295	-694	-30,816
209	2003(H15)/10/12		19,850	0.18	30	0	0	-598,145	-2,376	-33,192
210	2003(H15)/11/13		12,000	0.18	32	0	0	-610,145	-2,622	-35,814
211	2003(H15)/12/12		19,263	0.18	29	0	0	-629,408	-2,423	-38,237
212	2004(H16)/1/14		12,000	0.18	33	0	0	-641,408	-2,841	-41,078

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
213	2004(H16)/2/14		20,000	0.18	31	0	0	-661,408	-2,716	-43,794
214	2004(H16)/3/16		11,000	0.18	31	0	0	-672,408	-2,801	-46,595
215	2009(H21)/9/13			0.18	2,007	0	0	-672,408	-184,774	-231,369
216		2,563,000	3,460,782	0.18	0	0	0	0	0	0
217				0.18	0	0	0	0	0	0